

7 公立東京給第1198号
令和7年11月20日

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂本 雅彦
(公印省略)

マイナ保険証完全移行に伴う事務手続の変更等について（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。令和7年12月2日からマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのこと）の利用を基本とする仕組みに完全移行しますが、今回の制度変更に併せて、下記のとおり事務手続を変更しますので、お知らせします。

また、改めて、別添チラシで、マイナ保険証完全移行後の医療機関の受診方法についてお知らせしますので、組合員の皆様に配布くださるようお願いします。

記

1 事務手続の変更

（1）資格確認書の交付方法及び有効期限について（別紙1）

「資格確認書発行要否欄」を廃止し、資格確認書（最長4か月有効のもの）を一律に交付します。その後、マイナ保険証を保有していない方には、有効期限が到来する前に資格確認書（最長5年有効のもの）を毎月20日頃の一斉交付で送付します。

詳細は、別紙1をご覧ください。

（2）組合員資格取得（個別交付）の対象者について（別紙2）

組合員資格取得は一斉交付を基本とし、個別交付は①発令が遅れている方、②時間講師の方、③産休・育休代替教職員等で当初の発令が2か月に満たない方及び④その他給与支給機関からデータの提供がされない方のみを対象とします。

詳細は、別紙2をご覧ください。

（3）組合員資格喪失証明書の所属所交付の拡大（別紙3）

これまで、組合員資格喪失証明書は、年度末以外は所属所での交付ができませんでしたが、今後は全て所属所での交付とします。これにより、共済組合の書面処理を待たずに資格喪失する組合員に速やかに交付することが可能となります。

詳細は、別紙3をご覧ください。

（4）資格認定関係様式の変更（別紙4）

事務手続の変更に伴い、資格認定関係様式を変更します。令和7年12月2日以降の届出等については、新様式を使用してください。新様式は、別紙4のとおりです。公立学校共済組合東京支部のホームページにも近日中に掲載する予定です。

<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/yousikisyuu/index.html>

公立学校共済組合東京支部のトップページ→手続きナビ→福利厚生事業様式集

なお、旧様式も使用可能としますが、新設項目を欄外に追記するなど適宜取り繕ってください（ただし、「資格確認書発行要否」欄に基づく資格確認書の交付は行いません。）。

(5) 保健事業利用時の本人資格確認方法（別紙5）

健康保険証が利用できなくなることに伴い、保健事業利用時の本人資格確認方法が、以下のとおり変更されますので、御周知ください。

- ① 保健事業利用時（特定健診・人間ドック等）
マイナ保険証によるオンライン資格確認、マイナポータル画面等又は資格確認書を提示
- ② 一部保健事業利用時（こころの相談・遠隔地宿泊補助）
マイナポータル画面、マイナンバーカードと資格情報のお知らせ又は資格確認書を提示
- ③ 75歳以上の組合員（後期高齢組合員・後期高齢短期組合員）の一部保健事業利用時
所属所発行の組合員番号通知書を提示

詳細は、別紙5をご覧ください。

(6) 事務手続の変更に関するQ&A（別紙6）

今回の事務手続の変更に関するQ&Aを作成しましたので、本通知と併せて御確認ください。

別紙6 「事務手続の変更に関するQ&A」

2 令和7年12月2日以降の、医療機関の受診方法等について

(1) 移行期における暫定的な取扱い

令和6年12月2日前に交付済みの有効な健康保険証（組合員証・被扶養者証）は、経過措置により、令和7年12月1日まで引き続き使用できますが、令和7年12月2日以降は期限切れとなります。

この度、令和7年11月12日厚生労働省保険局事務連絡（別添1）により、令和7年12月2日以降、期限切れに気がつかず誤って健康保険証を持参してしまった患者や、「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者について、医療機関では、オンライン資格確認などの所定の資格確認を行った上で保険適用とする運用が、「暫定的な対応」として差し支えないこととされました。

ただし、こうした対応は令和8年3月末までであり、次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を必ず持参するよう医療機関から呼びかけることとされています。更に全ての医療機関が「暫定的な対応」を取るとは限りません。

これらを理解した上で、あえて期限切れの健康保険証等で受診することは適切とはいえませんので、組合員に周知等をされる場合は、そのような受診を推奨する趣旨とならないように御注意ください。

(2) 有効期限切れの健康保険証の処分

令和7年12月2日以降、健康保険証の回収は行いませんので、組合員等の本人において破棄等の処分をするよう御案内ください。加えて、組合員資格の喪失又は被扶養者認定の取消しがあった際には、期限切れの健康保険証で受診することのないよう御案内ください。

(3) 高齢受給者証の使用終了について

高齢受給者証（令和6年12月1日までに加入した高齢受給者（70歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者）に交付したもの。負担割合が記載されています。）は、健康保険証と併せて提示するものであるため、令和7年12月2日以降は、使用しません。高齢受給者証の回収は行いませんので、高齢受給者本人において破棄等の処分をするよう御案内ください。

高齢受給者の医療機関の受診方法は、次のとおりです。

- ① マイナ保険証が利用できる方は、マイナ保険証単独で受診してください。マイナ保険証のみで負担割合が確認できる仕組みになっています。
- ② マイナ保険証が利用できない方は、資格確認書（負担割合が記載されています。）で受診してください。高齢受給者証が交付されていた方でマイナ保険証を利用できない方には、令和7年10月上旬に、負担割合が記入された資格確認書を一斉交付しました（令和7年9月19日7公立東京給第882号で交付済）。

3 組合員向け案内チラシについて

マイナ保険証完全移行後の医療機関の受診方法についてチラシを作成しました。

また、電子証明書の期限切れでマイナ保険証が使えないケースが増加しているため、厚生労働省のチラシを添付します。

各所属所におかれましては、組合員の皆様がご覧いただけるよう、適宜の方法で周知してください。
メール転送、紙媒体での配布、校内回覧等、周知の方法は問いません。

別添2 チラシ「医療機関の受診方法のお知らせ」

別添3 チラシ「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」（厚生労働省）

なお、本通知及び案内チラシは、公立学校共済組合のホームページにも近日中に掲載する予定です。

【問合せ先】

○事務手続の変更、医療機関の受診方法等について（上記1（5）以外）

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当

電話03-5320-6826

○保健事業利用について（上記1（5））

公立学校共済組合東京支部 福利厚生課 厚生事業担当

電話03-5320-6821